

りそなカード《セゾン》規約(抜粋版)

各章のはじめに省略条文を示しました。記載条文の一部を省略したところもありますので、規約全文に関しては当社ホームページ(<http://www.resonacard.co.jp>)を、ご覧ください。

第1章(カードの発行)

省略条文: 第3条(有効期限)

第1条(カードの発行)

(1) 本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)利用の申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が認めた方(以下「本会員」という)にカードを発行します。

(2) 本会員があらかじめ指定した家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認のうえ当社に入会の申込みをし、当社が利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

(3) 家族カードを発行するカードは当社が指定します。

第2条(カードの貸与・保管・管理)

(1) カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に貸与するものです。会員はカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。

(2) カードの利用はカード表面に印字された会員本人に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。

(3) 会員はカードを受け取られたと同時に、カードの署名欄に自署するものとします。

(4) 会員が(1)(2)(3)に違反して、他人にカードを利用させまたは利用されたことによる損害は、本会員の負担となります。

第4条(暗証番号)

(1) 申込時に届出る暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、本人以外の方に知られないよう注意するものとします。なお、暗証番号の届出は、本会員が行うものとします。

(2) 会員が、本会員または本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた損害は、本会員の負担とします。ただし、会員の故意または過失のなかったことが当社で確認できた場合は、本会員の負担とはなりません。

(3) 本会員から暗証番号の届出がない場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録する場合がありますことをあらかじめ承諾するものとします。

(4) 暗証番号を変更する場合も本条を準用するものとします。

(5) 会員に当社から複数のクレジットカードが発行されている場合には、暗証番号は各カードごとに定めるものとします。

第2章(カードによる商品購入等)

省略条文: 第10条(早期完済の場合の特約)、第11条(商品の所有権)、第12条(見本、カタログ等と現物の相違)

第5条(カードの利用方法等)

(1) 取引を行う目的を生計費決済および事業費決済とし、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードの利用ができない商品等もあります。

(2) 当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への

署名にかえて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名にかえて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品の提供を受けることができるものとします。

(3)カードの利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードの利用に関する確認をします。確認の内容によっては、当社は、カードの利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類・パソコン等の一部の商品では、カードの利用を制限する場合があります。

(4)カードの利用可能枠は、本会員からの利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、当社が必要と認めた場合に変更、または利用を停止します。また、当社が特に認めた場合を除き、利用可能枠を超えてのカードの利用はできません。

(5)当社のクレジットカードのうち(株)クレディセゾンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合には、各カードに定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員の利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

(6)利用可能枠を超えた場合でも、通常のカード利用と同様に支払うものとします。

(7)会員は、換金を目的とする商品購入はできません。

第6条(債権譲渡の承諾等)

(1)会員はカードの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を次の経路により任意の時期・方法で当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。なお、会員は本債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等が会員に対する個別の通知または承認の請求を省略することに異議のないものとします。

①加盟店が当社に譲渡すること。

②加盟店がクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人が直接もしくは他のクレジット会社等を經由してさらに当社に譲渡すること。

③加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人がさらに国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

(2)加盟店との取引を取消等の理由により、代金清算の必要が生じた場合、当社の定める方法で清算するものとし、会員は当該加盟店との間で直接の清算は行わないものとします。

第7条(保険および電話サービス等にかかる代金等の支払い)

(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)との取引にかかわる継続的サービス利用代金の支払いにカードを利用する場合、当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払いすることを了承し、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へ支払うものとします。

(2)カードでの継続的な支払いを中止する場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申出、承諾を得るものとします。

(3)会員またはカード解約した元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生した利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はその利用代金を第8条(弁済金等の支払方法等)(1)により支払うものとします。

(4)カードが解約または利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対する利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望する場合は、直接継続的サービス事業提供者との間で変更手続きを行うものとします。

(5)会員は、各契約加入申込みの条件、本規約等の諸条項を遵守するものとします。

第8条(弁済金等の支払方法等)

(1)商品購入代金の支払方法は、預金口座振替依頼書等にて本会員より指定された金融機関口座からの自動振替とします。支払金額は商品購入代金を毎月末日に締切り(以下「締切日」という)、(2)の方法により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」という)に支払うものとします。なお、事務上の都合により支払い開始が遅れることがあります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。

(2)会員は利用の都度、以下のリボルビング方式、1回払い、ボーナス一括払い、2回払いまたはボーナス2回払い、分割払いのいずれかを指定するものとします。ただし、1回払い以外の利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限ります。なお、支払方法の指定がない場合には、1回払いとなります。

①リボルビング方式—締切日における商品購入代金の残高(以下「締切日残高」という)を基礎として、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち本会員があらかじめ選択したコースにより定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、1万円単位であらかじめ指定した金額(以下「弁済金」という)を支払う方法です。弁済金には、毎月の締切日残高に対し、各コースともに当社が定める手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面等にてお知らせします。また、支払日前に支払いした場合にも、その手数料を支払うものとします。

②1回払い—商品購入代金締切後、最初の支払日に全額一括して支払う方法です。

③ボーナス一括払い—商品購入代金締切後、最初のボーナス月(1月または8月)の支払日に一括して支払う方法です。

④2回払い—商品購入代金締切後、最初およびその次の支払日の2回で均等分割して支払う方法です。なお円未満の端数が出た場合には2回目に支払うものとします。

⑤ボーナス2回払い—商品購入代金締切後、最初およびその次のボーナス月(1月および8月または8月および1月)の支払日の2回で、均等分割して支払う方法です。なお円未満の端数が出た場合および分割払手数料は2回目に支払うものとします。支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「ボーナス2回払いの支払について」に記載のとおりとなります。

⑥分割払い—商品購入代金締切後の各支払日に、当該商品の現金価格に末尾「分割払いの支払について」により算出した分割払手数料を加算した金額を、当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。ただし、各支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入します。なお、支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は末尾「分割払いの支払について」のとおりとなります。

⑦支払方法の変更—支払方法の変更を申出て、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式で支払う弁済金は、①の締切日残高および変更した1回払い分、ボーナス一括払い分ならびに2回払い分の合計額を基礎として計算します。また、その手数料も、その合計額に基づき計算します。なお、2回払い分をリボルビング方式に変更する場合に変更の対象となる商品購入代金は、1回目の支払分が当社の定める請求額の確定日に確定する以前に申出た場合のみ当該商品購入代金の全額とし、当該確定日以後に申出た場合は、支払金額が確定した売上分とします。

⑧支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての商品購入代金の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3) (2)①の弁済金、②の1回払いにより支払う金額および、③から⑥によって各回ごとに支払う金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめ利用明細書でお知らせします。弁済金等については、利用明細書受取り後 20 日以内に、本会員から特に申出のない場合は承認したものとします。

(4)本会員は、当社の定める請求額の確定日までに当社に申出ることにより、次回支払日の弁済金等を増額することができます。

(5)手数料率、末尾「ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第 21 条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせしたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。

第 9 条(遅延損害金)

(1)弁済金等の支払いが遅れた場合は当該金額(第 8 条(弁済金等の支払方法等) (2)①および⑤の手数料を除きます。)に対し、各支払日の翌日から支払完了に至るまで、年 14.6%で計算した遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年 6.0%で計算した額を超えないものとします。

(2)第 22 条(期限の利益の喪失)により支払期日前に全額を支払うことになった場合、期限の利益を喪失した日の翌日から支払完了に至るまで、一回払いおよびリボルビング方式による商品購入代金については残債務の全額に対し年 14.6%、分割支払金の残金全額については年 6.0%で計算した遅延損害金を支払うものとします。

(3)遅延損害金の料率の変更については第 8 条(弁済金等の支払方法等) (5)を適用します。

第 13 条(支払停止の抗弁)

(1)本会員は、リボルビング払い、2 ヶ月を超える 1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払い、ボーナス 2 回払いおよび分割払いのカード利用で以下のような場合は、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等の支払いを停止することができます。

①商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。

②商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、その他何らかの欠陥がある場合。

③その他、会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

(2)当社は、本会員から(1)の支払いの停止の申出があったときは、直ちに当社の定める手続きをします。

(3) (2)の申出のとき、会員は問題解決のために店舗との交渉に努めるものとします。

(4) (2)の申出のときは、上記内容がわかるものを書面にて(資料がある場合には資料を添付)当社に提出するものとします。また、申出た内容を当社が調査するときは、協力するものとします。

(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。

①商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。

②リボルビング払いで利用した 1 回の商品購入にかかる現金価格の合計が 3 万 8 千円に満たないとき。

③リボルビング払い以外の支払方法で利用した 1 回の商品購入にかかる支払総額が 4 万円に満たないとき。

④本会員による支払い停止の申出内容が信義に反すると認められるとき。

第 3 章(キャッシングサービス)

省略条文:無し

第 14 条(キャッシングサービス)

(1)本会員は、以下のいずれかの方法により生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的として、当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けることができます。本会員が申込み、当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。

①当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動支払機または現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)を利用する方法。

②当社所定の手続きにより第8条(弁済金等の支払方法等)(1)で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。

③その他当社が定める方法。

(2)1 回当たりの融資金額は、原則として1万円単位とします。ただし(1)②の方法による場合、および当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスの利用可能枠および利用の停止については第5条(カードの利用方法等)(4)、当社のクレジットカードのうち(株)クレディセゾンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合の利用可能な上限額、およびそれぞれのクレジットカードの利用可能枠については第5条(5)を適用します。

(3)当社は、会員のキャッシングサービス利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスの利用をお断りすることがあります。

第15条(融資金の支払方法等)

(1)キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息を合わせ、以下「融資金等」という)の支払方法は、利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング払い」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかを指定できます。

①リボルビング払い—本会員が以下の標準コース、または短期コースのうちあらかじめ選択したコースにより支払う方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択できます)。

○標準コース—毎月の支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、締切日の融資金残高が10万円を超えたときは支払金額が2千円増額し、これに加え5万円を超えるごとに2千円ずつ増額します。

○短期コース—毎月の支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)支払う方法です。ただし、締切日の融資金残高が20万円を超えたときは支払金額が5千円増額し、これに加え10万円を超えるごとに5千円ずつ増額します。

②一括払い—支払日に融資金等を全額一括して支払う方法です(①の毎月の支払い金額と②によって支払う金額とを合わせ、以下「返済金」という)。

③支払いの変更—支払いの変更を申出て、当社が認めた場合には、締切日現在の一括払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いで支払う返済金は、①の締切日融資金残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。また、その利息も、その合計額に基づき計算します。

④支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法で申出ることにより、すべての融資金等の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。

(2)融資利率は、カード送付時の書面等にてお知らせし、利息は毎月締切日の融資金残高に対し前回の支払日の翌日から次回の支払日までを日割計算した金額となります。ただし、第1回目の利息は、利用日の翌日から第1回目支払日までを日割計算した金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、を超える部分について会員に支払い義務はありません。

(3)融資金の締切りならびに返済金の支払日、その他の支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)

(1)を、返済金の請求通知等については第8条(3)を、返済金の増額については第8条(4)を、リボルビング払いの額および利率の変更については第8条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社の定めた方法により支払日前に返済することもできます。この場合の利息については、利用日、または前回支払日の翌日からを日割計算した金額とします。

(4)(2)または(3)の規定にかかわらず、利用日に返済する場合には、1日分の利息を支払うものとします。

(5)当社は、貸金業法第 17 条および同法第 18 条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスの利用・返済の都度交付するか、または、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスの利用を制限または中止することがあります。

(6)(5)の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスの利用または返済がある場合、変動することがあります。

第 16 条(遅延損害金)

(1)返済金の支払いが遅れた場合は、当該金額の融資金相当分に対し、各支払日の翌日から支払完了となるまで年 20.0%を乗じ日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(2)第 22 条(期限の利益の喪失)に該当し支払期日前に全額支払うことになった場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から支払完了となるまで年 20.0%を乗じ日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(3)遅延損害金の利率の変更については第 8 条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用します。

第 4 章(共通事項)

省略条文:第 17 条(支払額の充当方法)、第 19 条(カードの再発行)、第 20 条(お届け事項の変更等)、第 21 条(本規約の変更等)、第 24 条(合意管轄裁判所)、第 26 条(会員資格の喪失等)

第 18 条(カードの紛失、盗難等)

(1)カードを紛失したり、盗難にあわれた場合(以下「紛失等」という)、速やかに当社へ連絡し、当社の定めた書面を提出のうえ、所轄の警察署に届出るものとします。なお、被害状況等を当社が調査する際には、協力するものとします。

(2)(1)の場合、本人以外によるカードの使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61 日前までさかのぼり、その後に発生した分については、会員の責任はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。

①会員が第 2 条(カードの貸与・保管・管理)に違反したことによる場合。

②①以外に、会員が本規約に違反している場合。

③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

④会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じまたは損害が拡大した場合。

⑤第 4 条(暗証番号)(2)にあたる場合。

⑥カードが会員の家族、親類、同居人、その他会員本人以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑦(1)の届出書面に虚偽の申告があった場合、または正当な理由なく被害状況の調査に協力いただけない場合。

第 22 条(期限の利益の喪失)

(1)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

①弁済金等の支払いが遅れ、当社から 20 日以上相当な期間を設け、その旨を書面で催告したにもかかわらず、その期間内の支払いがなかったとき。

②商品購入が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、本会員の弁済金等の支払いが 1 回でも遅れたとき。

③支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入した商品等を質入、譲渡、賃貸等に

利用したとき。

④返済金の支払いが1回でも遅れたとき。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

⑤自ら振出もしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき。

⑥差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。

⑦本会員または本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。

(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

①(1)①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。

②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。

③会員が第25条(その他承諾事項)(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、または当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第23条(業務委託)

当社は必要に応じて、会員に対する各種サービスの提供、データ処理、その他の当社業務を、当社が適当と認める第三者(当社に対し秘密保持を約束する者に限る)に委託することができるものとします。

第25条(その他承諾事項)

(1)その他以下の事項をあらかじめ承諾するものとします。

①第9条(遅延損害金)、第16条(遅延損害金)の遅延損害金および第15条(融資金の支払方法等)(2)の融資金の利息は、暦日による日割計算で行うこと。

②キャッシングサービスの利用および返済金の支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)を負担するものとします。なお、支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)を、請求通知等については第8条(3)をそれぞれ適用します。

③本会員の都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格を取消された場合についても本会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、第16条(遅延損害金)の遅延損害金に含まれるものとします。

④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

⑤当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼に協力すること、およびカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

⑥当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、提出を求められることがあること。

⑦当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、勤務先およびその他の連絡先に電話確認を行うことがあること。

⑧本会員のカードについて第8条(弁済金等の支払方法等)(1)の口座振替による支払いが連続して13ヵ月以上なく、

その後の利用があった場合、届出の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

⑨⑧の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等の提出を求めることがあること。

⑩当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

⑪カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

(2)本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないことおよび、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等または、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は調査し、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3)当社が本会員について「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に書面の提出および申告を求めることができるものとします。また犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要であると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことができるものとします。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をとることができるものとします。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとることができるものとします。

第27条(日本国外でのカードの利用)

日本国外でのカードの利用については、以下のことが適用されます。

①商品購入代金または融資金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算するものとします。なお商品購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを適用するものとします。

②商品購入代金および融資金の支払方法は1回払いとします。

③この規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

④当社は当社の指定する国におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。

第5章 リそなゴールド《セゾン》特則

省略条文:第29条(カードの発行)、第30条(年会費)、第31条(融資金の支払方法等)、第32条(会員資格の喪失等)

第28条(適用)

リそなゴールド《セゾン》(以下「本カード」という)については、第27条までの規定に加え本特則を適用します。

両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

第6章 リそなカード《セゾン》セレクト特則

省略条文:第34条(カードの発行)、第35条(年会費)、第36条(会員資格の喪失等)

第33条(適用)

りそなカード《セゾン》セレクト(以下「本カード」という)については、第 27 条までの規定に加え本特則を適用します。両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

■ ショッピングでのリボ払い月々支払額算出表(第 8 条(2)①参照)

標準コース		短期コース	
利用があったときの 締切日残高	弁済金 (月々の支払額)	利用があったときの 締切日残高	弁済金 (月々の支払額)
1～60,000 円	3,000 円	1～100,000 円	10,000 円
60,001～200,000 円は 20,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算	100,001 円～は 50,000 円増すごとに	5,000 円ずつ加算
200,001～400,000 円は 25,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算		
400,001～500,000 円は 50,000 円増すごとに	1,000 円ずつ加算		
500,001 円～は 50,000 円 増すごとに	2,000 円ずつ加算		

注 1. 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注 2. 新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払額となります。

(例) 標準コース、実質年率 15.0%、4/11 に 60,000 円(税込)を利用の場合

● 1 回目 6/4 に支払う弁済金: 3,000 円 手数料: $60,000 \text{円} \times 15.0\% \div 12 \text{ヵ月} = 750 \text{円}$ 支払後残高: 57,750 円

● 2 回目 7/4 に支払う弁済金: 3,000 円 手数料: $57,750 \text{円} \times 15.0\% \div 12 \text{ヵ月} = 721 \text{円}$ 支払後残高: 55,471 円

■ ボーナス2回払いの支払いについて(第8条(2)⑤参照)

利用月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
1 回目	8 月	8 月	8 月	8 月	8 月	8 月	1 月	1 月	1 月	1 月	1 月	8 月
2 回目	1 月	1 月	1 月	1 月	1 月	1 月	8 月	8 月	8 月	8 月	8 月	1 月
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間(ヶ月)	12	11	10	9	8	7	13	12	11	10	9	13
実質年率(%)	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	3.43
現金価格 100 円当 たりの手数料の額 (円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※実質年率は、小数点第 3 位を切り上げて表示しています。

(例) 現金価格 50,000 円(税込)の場合

● 分割払手数料 $50,000 \text{円} \times (3.0 \text{円} / 100 \text{円}) = 1,500 \text{円}$

● 支払総額 $50,000 \text{円} + 1,500 \text{円} = 51,500 \text{円}$

● 各支払日の分割支払金 1 回目 25,000 円、2 回目 26,500 円

■ 分割払いの支払いについて(第 8 条(2)⑥参照)

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率 (%)	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2
現金価格 100 円当たりの 払手数料の額 (円)	1.17	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68

(例) 現金価格 50,000 円(税込)、10 回払いの場合

●分割払手数料 50,000 円×(5.7 円/100 円)=2,850 円

●支払総額 50,000 円+2,850 円=52,850 円

●各支払日の分割支払金 52,850 円÷10 回=5,285 円

■ キャッシングでのリボ払い月々支払額算出表(第 15 条(1)①参照)

利用残高	りそなカード《セゾン》 りそなゴールド《セゾン》		りそなゴールド《セゾン》	
	標準コース	短期コース	5 万円コース	10 万円コース
1 円～100,000 円まで	4,000 円	10,000 円	利用残高 1,000,000 円まで は 50,000 円	利用残高 2,000,000 円まで は 100,000 円
100,001 円～150,000 円まで	6,000 円			
150,001 円～200,000 円まで	8,000 円			
200,001 円～250,000 円まで	10,000 円	15,000 円	以降 100,000 円 増すごとに 5,000 円ずつ加算	以降 100,000 円 増すごとに 5,000 円ずつ加算
250,001 円～300,000 円まで	12,000 円			
	以降 50,000 円増 すごとに 2,000 円 ずつ加算	以降 100,000 円 増すごとに 5,000 円ずつ加算		

※利息は毎月の支払額に含まれます。

※新たなお借入れまたは、支払日前日までに支払いをした場合、次回の支払日までの期間や融資利率により、利息が表に記載の金額をこえる場合があります。この場合、利息を超えるまで、表に記載の金額に 1,000 円単位ごとで加算した金額が支払額となります。ただし、加算する金額の上限は 5,000 円までとします。

※月々の支払額が算出表の該当支払額に満たない場合は全額となります。

※標準コースは当社が認めた場合に限り選択できます。

(2016 年 10 月現在)

IC カード特約

第 1 条(適用)

本特約は、カードが、IC チップを組み込んだカード(以下「IC カード」という)である場合の IC カードの利用方法について定めたもので、りそなカード《セゾン》規約およびりそなカード《セゾン》規約とともに適用される特約に加え、IC カードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合、本特約を優先します。

第 2 条(暗証番号)

本会員は、当社所定の方法によりりそなカード《セゾン》規約第 4 条(暗証番号)(1)の暗証番号の変更登録を申出ることができます。この場合、本会員は IC カードを当社所定の方法により返却し、当社が認めた場合、IC カードの再発行

を受けることまたはその他当社所定の方法により変更後の暗証番号を利用できるものとします。

第3条(ICカードの管理)

ICカードの管理については、りそなカード《セゾン》規約第2条(カードの貸与・保管・管理)に以下の項目を追加します。

(5)会員はICカードの破壊、分解等またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。

第4条(期限の利益の喪失)

りそなカード《セゾン》規約第22条(期限の利益の喪失)(1)に以下の項目を追加いたします。

⑧ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

第5条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、会員がICカードを利用した場合は、内容を承諾したものとみなします。

(2013年1月現在)

(問合せ先)

(1)商品購入についての問合せ、ご相談はカードを利用になった店舗にご連絡ください。

(2)立替払い(支払い)、支払停止の抗弁に関する書面(りそなカード《セゾン》規約第13条(4))、およびキャッシングサービスについての問合せ、ご相談は下記におたずねください。

りそなカード株式会社

〒135-0016 東京都江東区東陽 2-2-20

貸金業者登録番号 関東財務局長(11)第00484号

日本貸金業協会会員 第000452号

りそなカード《セゾン》インフォメーションセンター

(事務処理代行 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1341

大阪 06-7709-8010

ホームページアドレス <http://www.resonacard.co.jp>

◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL 03-5739-3861

(2016年10月現在)